

第26回社会保障審議会年金部会

議事録

平成15年9月12日

第26回 社会保障審議会 年金部会 議事録

日 時：平成15年9月12日（金） 10:00～11:30

場 所：東海大学校友会館 「阿蘇の間」

出席委員：宮島部会長、神代部会長代理、井手委員、今井委員、大澤委員、小島委員、
近藤委員、杉山委員、堀委員、矢野委員、山口委員、山崎委員、若杉委員、
渡辺委員

○ 高橋総務課長

それでは、定刻になりましたので、ただいまより第26回「社会保障審議会年金部会」を開会いたします。

報道の方、ここでそろそろ終わりです。よろしくお願いいたします。

お手元の資料の確認をさせていただきます。座席図、議事次第のほか、次のとおりでございます。資料1「年金制度改正に関する意見（案）」、資料2-1「平成16年年金改革における給付と負担の見直しについて（坂口試案骨子）」、資料2-2「試算結果の概要（事務局試算）」、資料2-3「試算結果（事務局試算）」、以上でございます。なお、前回までの配付資料及び議事録をファイルにまとめて机の上に置いておりますので、適宜御参照願いたいと思います。

委員の出欠の状況でございますが、本日は、大山委員、岡本委員、翁委員につきましては、御都合により欠席とのことでございます。御出席いただきました委員の皆様方が定数を超過しておりますので、会議は成立をいたしております。

それでは、以降の進行につきましては、部会長、よろしくお願いいたします。

○宮島部会長

それでは、これから第26回になりますが、部会の審議を始めさせていただきます。

本日は既に御承知のとおり、意見書案の最終的な御検討をお願いしたいという趣旨でございます。ただ、9月5日に厚生労働大臣の試案という形の提案がありましたことは御承知のとおりでございますので、短時間でございますが、これにつきまして、まず事務局からの簡単な説明を受けた後、少し御質問等があれば伺おうと思います。なるべく早く済ませて、本来の議題に入りたいと思っております。

それでは、事務局の方から。

○高橋総務課長

それでは、資料2-1、2-2、2-3でございます。

私の方は、坂口大臣の試案の骨子、これは資料2-1でございますが、その中に含まれているいろいろな試算の結果の概要が資料2-2、詳細なものは資料2-3でございます。資料2-1を中心にして御説明をさせていただきます。

まず「平成16年年金改革における給付と負担の見直しについて（坂口試案骨子）」、この試案骨子の性格でございますが、これは大臣のお言葉ですが、試案は制度体系に共通の給付と負担の問題に限定してまとめているということございまして、いずれ全体の改革案は出していくけれども、その中途段階のもので特に重要な給付と負担の問題について、絞って出しているということでございます。

今回、試案を出した趣旨でございますけれども、大臣の方からは、12月までにはどうしても改革案をまとめ、法律にしていかなければいけないということで、残されたところ、あと3か月しか時間がございません。できるだけ早く年金制度の問題を議論していただき、国民の皆さんにも御理解をいただくようにしなければいけないという趣旨で、いろいろな政治情勢があるけれども、一回この試案を出して、

いろいろな議論を経て、それから厚生労働省の案につなげていきたいというような御趣旨で、この試案の骨子を出したということでございます。

内容の方でございますが、資料2-1でござまして、基本方針はそこに書いてある4点、「公的年金制度の堅持」「保険料負担の上限の設定」「公的年金の役割を踏まえた給付水準の調整」「国庫負担割合の引上げ」でございます。

具体的には、まず給付と負担の見直しの方向につきましては、保険料固定方式の導入を行うということです。

では、負担の上限についてはどうかというと、厚生年金の保険料は年収の20%を超えない水準、国民年金の保険料は、月額1万8,000円台までにとどめることを基本とするということでございます。

この結果、将来の給付水準は、平均的な片働き世帯の所得代替率で見て、おおむね50%~50%台半ば程度を確保できると考えられるというような見通しでございます。

具体的には、給付の調整はマクロ経済スライドによる給付調整を行うということでございます。現役世代の総賃金などの変動により給付水準を調整することを基本とするということです。

また、既に年金を受給している者も対象とした調整については、引き続き検討ということにしております。なお、試算の方は、既に年金を受給していらっしゃる方も含めて、マクロスライド調整を行っていくということで計算をいたしております。調整の基本は労働力人口の変動の実績を反映するようにし、寿命の伸びなども勘案するということをおっしゃっております。

「給付と負担の均衡を図るための財政期間~積立金の在り方~」という資料を見ていただきますと、給付の方の見通しはどのようになるかということをお算定するに当たりまして、今までの財政再計算とは少し違う考え方を一つ出してあります。4月の経済財政諮問会議でもそういった方法が提示されておりますし、本部会におきましても御意見をいただいております。

今までの財政再計算の考え方は、現時点での財政計算において均衡を図るべき期間を、将来にわたるすべての期間と考えまして、永久に給付と負担が均衡するように、つまり支出と収入が永久に収支バランス、無限に向かって収支バランスするような考え方ということでございます。その結果、将来の高齢化率が高い見通し、これは22世紀以降の話、22世紀の初頭などもそうでございますけれども、65歳以上人口比率が32%ぐらいになっておりますけれども、将来の高齢化率が高い見通しになっている下では、そういった状況の下で年金制度を賄うためには、運用収入の活用が必要だといった意味で積立金の水準は一定水準を維持しないといけないというような計算になっているということでもあります。模式的に書いてございますが、現在からずっと将来に向かって給付と負担の関係は永久に均衡、収支均衡ということをお考えしております。

それに対しまして、今回出しております有限均衡方式というのは、100年程度の長期の均衡を考えて積立金の水準を抑制するという方式です。抑制すること自体が目的ではないのですけれども、100年ぐらいに見通し期間を絞って、そこでの収支均衡を考えるということでございます。現時点での財政計算において均衡を図るべき期間を、既に生まれている世代がおおむね年金受給を終えるまでの期間、2100年ぐらいまでと考えて、この2100年までの期間について収支バランスを考えるということです。アメリカは、当面年での収支バランスを考えて財政計算を行っております。財政均衡期間の最終年度、例えば現在のもので2100年において、支払準備金程度の保有、積立金を給付費の約一年程度となるような水準に設定をするということでございます。

ただ、そうしますと例えば、今から2100年まで計算しますと、2100年以降はどうするのだという話になります。全く考慮しないのかということになります。5年に一遍の財政再計算、この財政検証ごと

に、例えば次の財政再計算のときには5年先にずれることとなります。つまり、その下の図にありますように2010年度から2105年度、更に5年先にいきますと、例えば2014年の財政検証では2015年から2110年までということで、5年ずつずれていくということでありまして、将来100年程度は必ず視野に入れるということで、決して100年以降の将来は計算しないというようなことにはならないということでありまして、この当座95年間の最終期限は1年分の積立金を持つような格好で収支バランスを考えるというやり方を提案をいたしております。

その結果、どのような給付と負担の姿になるか試算しております。負担の方は、保険料固定方式でございます。厚生年金の保険料率につきましては、順次引き上げまして、2022年に最終的に20%に固定をするということです。例えば、19%に固定するケースの場合は、そのちょっと手前で引上げが完了します。18%の場合にはもうちょっと手前ということになります。

永久均衡方式は、今までの財政再計算のやり方ということになります。昨年の「方向性と論点」に出した数字は、資料2-2の1ページの4本のグラフの一番右側でございます。最終保険料率が20%、マクロ自動スライドの調整方法は、労働力人口の減の実績に併せてスライド調整をやるという方法でございますけれども、その結果、基準ケース、つまり経済前提が物価が1%、賃金が2%、利回り3.25%で、人口は中位推計、出生率1.39のケースでは52%の所得代替率になります。

今回は平均余命なども計算に入れまして、実績準拠を少し早めの調整ができるようにした結果、最終保険料率20%の場合には所得代替率がちょっと上がりまして、基準ケースで52.8%ということになっております。

また、参考試算で最終保険料率を19%と18%の場合を付けておりますが、いずれも基準ケースでは50%すれすれになっておりますけれども、少子化が進んだ場合にかなり落ち込むこととなります。それぞれ、少子化改善、経済好転と付けておりますが、少子化改善の場合には合計特殊出生率が1.5ぐらいにまで回復した場合の数字を入れております。これは、御夫婦の出生が希望のお子さんの数になるとか、そういうようなケースで、ある程度少子化に改善が見られた場合というようなケースを想定しております。経済好転の場合には、名目賃金上昇率が少し上がると、今までの基準ケースですと賃金上昇率2%でございましたが、この場合2.25%という格好にしております。

有限均衡方式で見た場合は、最終保険料率が20%の場合には、基準ケースで54.5%の水準となり、少子化改善がなされる場合には56.6%ぐらいの数字までなるだろうという数字になっております。有限均衡と永久均衡の給付水準を比較すると、有限均衡方式の方が少し高くなっています。これは最終的には永久均衡方式の場合には2100年に積立金を6.3年分ほど持つことになっておりますが、そのぐらい持っていないとその先も制度を維持できないということでございます。有限均衡方式の場合にはその6.3年分を1年分に圧縮しているということです。その差の5.3年分の積立金とその前倒しで給付費に充てられている格好になっているということでもあります。ただ、すぐに積立金を崩すということではなく、2050年以降の取り崩しになりますので、この点は御理解賜りたいと思います。

今、見ましたような給付と負担の関係はどれが一番いいという話ではないのですけれども、将来を恒久的に見て考えるというのが一つのやり方だと思うけれども、そこまでしなくても、100年ぐらいの均衡を考えたらどうかということ、事務局に指示をしたというような大臣のお話が記者会見でございました。

資料2-1の4ページの6でございますけれども、持続的で安定した制度を目指すということでございます。以上述べたようなことをまとめております。

大臣は記者会見でこんなことをおっしゃっております。この試算の背景に、いろいろな経済前提がご

ございますけれども、国として行われなければならないのは、例えば実績賃金の上昇率を1%以上にするといい経済政策、それから、次世代育成支援対策を徹底して、出生率を現在の中位水準、せめてこれ以上落ちないように、まずは維持する、あるいはいい方向に向かうように、次世代育成支援策にも力を入れたいというようなことをおっしゃっております。高齢者と女性の雇用環境の整備を行って、社会の担い手、そういった方々をできるだけ増やしていくといった施策も必要だというふうに考えているというふうなお話をおっしゃっております。これは国の責任だというお話がございました。

最後に、今後、積立金水準の在り方、あるいは運用の在り方といった点についても基本的な議論を行っていくということです。パート適用、第3号被保険者の問題、こういった点にも引き続き取り組んでいくというふうなお話をおっしゃっております。

国庫負担の問題につきまして、ちょっとこの資料にはございませんが、大臣が記者会見で述べているところを申し上げますと、基礎年金に対する国庫負担割合の引上げは、今回の改正で行うということになっているけれども、どういたしましてもその道筋は付けなければならないと考えているとおっしゃっております。でき得るならば、来年の4月から完全実施というものを望んでいるけれども、万が一それができないということであるならば、来年から何が何でも国庫負担割合を引き上げ、それで4、5年の間にそれが完成されるような道筋を明確にしていかなければならないのではないかとおっしゃっています。財源の問題については、これはもう税制改革で考えていただくしかないということをおっしゃっております。

大臣試案の説明は以上でございます。

○宮島部会長

ありがとうございました。今、御説明のありました坂口試案につきまして、何か質疑があればどうぞ。ただ、質疑といっても、これは御本人に聞かないとしようがありませんので、大臣に代わって忠実に代弁するというわけにはいかないかもしれないけれども、特にこの試算などについて、少し何か御質問なりあれば。矢野委員、どうぞ。

○矢野委員

先ほどの御説明では、大臣試案が一つの考え方として示されて、それが最終的な厚生労働省案につながっていくということでした。それがどういう形になるか強い関心を寄せていきたいと思っております。保険料率を決定する過程においてお願いしたいのですが、この部会でも十分議論がなされておりますが、20%という数字が一方にあって、そのほか、いろいろな意見が出ております。13.58%を極力上回ってはいけないという意見とか、15%という意見もありますので、一つの案に決め打ちしないで幅広い議論が行われるよう期待したい。

○宮島部会長

ほかにいかがでございましょうか。

○吉武年金局長

大臣御自身は20%程度は必要ではないかと思っておりますが、この案を御覧いただきますと、例えば、19%、18%という保険料率も参考試算で出させていただいております。私どもはそういう意味で、これは今後とも幅広く御議論していただかなければならない最大のテーマの一つだろうと思っております。

○宮島部会長

ほかにいかがですか。私は、その中身は無論そうでありますけれども、大臣が記者会見でこれまでの年金部会等の意見を踏まえた上だとおっしゃっていて、その意味では概算要求を出すというタイミングの問題があります。

もう一つは、いずれにしても16年改正ということになりますと、今、御存じのように政治の問題がありますので、時間的に非常に厳しい状況になり得るということもあります。私たちもかなり急いだという面がございまして、その意味では我々の議論がおおむね、多くの意見が出されている状況を十分踏まえられたものと理解しております。ですから、これが試案として出されて、今後の年金制度改革の中の一つの有力な案かもしれませんが、意見として我々は受け止めるということとございまして、その点はどうぞ委員の方々も、そういう形でお受け止めいただきたいというふうに思っております。

それでは、よろしゅうございますでしょうか。

本来の本日の議題でございますけれども、前回、ここに言わば案のたたき台という形でお示しをいたしました意見書案について、その後、委員の方々から当日発言された内容を、その後、文書、あるいは口頭でかなりの意見が寄せられました。

それにつきまして、私と神代部会長代理の間で整理をしながら、どういう形でこの修正案に反映させるか、かなり長時間、事務局と議論をしながら今日まで至ったわけでございます。

本日、資料1として案が示されておりますけれども、皆さん方から寄せられました御意見のうち、例えば重複しているようなものについては一つの箇所にとらえてもらうとか、あるいは御意見の中で少し裏づけなり具体性なりがどうなのかということをお私の方から、少し確認してもらった上で盛り込んでいくかどうかという判断をさせていただいた点もございまして。

そういう点も含めまして、本日お手元にその修正を盛り込んだ案というものを提出させていただきましたので、本日はまずこれにつきまして事務局の方から、どの点が主に修正されたのかという説明を伺った後、更に委員の方々はこの意見書案につきまして、修正意見、あるいはこの際是非言っておきたいというような点がそれぞれ多々あると思っておりますので、その点を伺いたいというふうに思っております。

それでは、事務局からお願いします。

○木倉年金課長

それでは、資料1に沿いまして、修正点等、御説明申し上げます。

まず1ページ目でございますけれども、前文の終わりの方ですが、これまでの検討経過を述べた部分で、事項として漏れております「年金制度の体系の在り方」という大きな事項も議論していただいております。それを追加しております。その後の方で、前回の御指摘も踏まえまして、支え手を増やすという表現につきましては、社会保障審議会等の表現ぶりも参考にいたしまして「多様な働き方への対応」という言葉で置き換えて表現をさせていただいております。

「はじめに」に入りまして、最初の部分で高齢期の生活の支柱という表現でございますが、前回の審議会等でも使っていた言葉ではございますが、ここではよりわかりやすくということとございまして、前回の御指摘を踏まえまして「高齢期の生活の基本的な部分を支えるもの」という表現で言い換えをさせていただいております。以下、本文中ずっと出てくる部分も同じように言い換えをさせていただいております。

2ページ目にまいりまして、上の方の「しかしながら」ということで前回改正の課題の中で、これは第1、2、3という順番を付けておりましたが、これは並列の記載に変えさせていただいております。その次の○で「さらに」という部分でございますが、前回の御指摘にありましたように、少子高齢化の年金制度への影響を具体的に表現するというところで、人口推計の影響として、厚生年金の最終保険料率で表示をさせていただいております。そのページのその他の修正は、支柱の置き換えでございます。

3ページにまいりまして、「年金改革の基本的な視点」というところの最初の「○」の「改革に当たっては」というところでございますが、御指摘を踏まえまして「①社会経済と調和した持続可能な制度

とする」というふうに表現をさせていただいております。③ですが、これも支え手を増やすという表現でございましたが、多様な働き方に対応していくという表現で、社会保障審議会等の「多様な働き方に対応し、より多くの者が能力を発揮できる社会につながる制度とする」という形での表現をさせていただいております。

④で、ライフコースという言葉は、定義なしで使っておりましたが、少しわかりやすく、ここで定義を一応のものを置かせていただいております。「生涯にわたる生き方、働き方の選択。以下『ライフコース』」ということで、以下の文中ではライフコースという言葉そのまま使えるところは使い、文章で置き換えが難しいところは、生き方、働き方の選択という表現で使わせていただいているところもございます。

次に、一番下の方でございますが、前回の御指摘を踏まえまして「高齢期の生活のニーズは多様であり」ということで「公的年金に、自助努力に基づく所得源泉を組み合わせる」ということで、「企業年金、確定拠出年金や個人年金の充実も図っていくべきである」という表現をさせていただいております。

4ページに移りまして、世代間・世代内の公平の問題、あるいは国民年金の未納・未加入の問題が述べられている次の「・」の「なお」というところですが、御指摘、御意見を踏まえまして、このような世代間・世代内公平の問題の対応なり、国民年金の未納・未加入の対応につきまして、より徹底した対応を図るべきという御意見、税方式を含む制度体系の抜本的な改革が必要との御意見、あるいは後に出てまいります世代別の給付と負担の比率も参考にして、できるだけこの差を改善して見直しを速やかに行っていくべきだという御意見、これをここに記載をさせていただいております。

その次の「・」でございますが、若い世代の不信、不安への対応ということでございまして、前回は御指摘ありましたように、このような若い世代の抱く意識をよく分析をして対応していくことが必要であって、その内で誤解や説明不足のものもきちんと対応していくという表現に変えさせていただいております。下の方の見出しでございますが、支え手を増やすという見出しを多様な働き方に対応という見出しで置き換えをさせていただいております。

5ページの文中も、支え手を増やすというよりも多様な働き方への対応ということで、「女性や高齢者の就労を抑制することなく中立的な仕組みとなるよう見直し」という表現で置き換えをさせていただいております。

5ページの真ん中辺りでございますが、見出しで「社会保障制度や税制との関連等総合的な視点」とございまして、前回、社会保障制度や他の制度との関連ということで、社会保障制度、税制のことを主に挙げてありますので、社会保障制度、税制との関連等総合的な視点と言い換えをさせていただいております。

6ページ「報酬比例年金への一本化」ですが、これは特に変えておりません。

7ページ「基礎年金の税方式化」でございますが、この部分につきましては、前回の御指摘を受け、その後の御意見等踏まえまして、税方式化とすべきという意見の中で、②、未納者や未加入者の分の負担が他の被保険者の負担になっているという点を補っております。

③の定額保険料・定額給付の逆進性の問題でございますけれども、税財源の税目によっては、この逆進性の問題が緩和される可能性があるという表現でより正確に記載をさせていただいております。⑤は追加でございまして、「消費税を活用する場合、高齢者を含めた全国民が広く負担する仕組みとなる」という点も挙げさせていただいております。これに対する税方式化に反対という意見の方で、⑤として追加がありましたので記載させていただいております。「租税徴収においても脱税、滞納等があり、税方式にしたとしても確実かつ公平な徴収が担保されるものではない」という御意見を記載をさせていただ

いております。そのページの一番下の方でございますが、このような制度体系の議論、今後とも議論を進めていくべきであるということの後に、御指摘のありました「この点については、検討の方向性とスケジュールを示して議論を続けていくべきである」という意見、あるいは、その際の「将来の制度体系における国庫負担の意義についても検討を続けていくべきである」という御意見を記載をさせていただいております。

8ページの真ん中辺りで大きく追加をしておりますのは、これは前回、部会長からの御指摘もありましたように、今回、御議論いただいた中で次回の改正での方向性の結論まで至っていないものもあるわけですが、今回の議論の中で従来と違う考え方、論点ということで示していただいたものについての書き出しをさせていただいております。特に、保険料水準を固定をし、給付水準を自動調整していくという仕組みが示されている点、あるいは、年金課税や既裁定年金の水準調整についても言及し、高齢者とともに痛みを分かち合っていくべきとした点、また、男女問わずライフコースの多様化が進んで、それに年金制度も対応していかなければいけない、短時間労働、離婚等について具体的な方向性を示した点を挙げさせていただいております。今後、これらについて議論を更に積み重ねて、国民的合意の下に実現を図ることが年金制度の大きな改革だということを記述させていただいております。

次の9ページ、「3. 世代別の給付と負担の比率の違いについて」という部分でございますけれども、最初の「○」で、前回の御指摘のように、本部会の考え方の部分と、こういう比率を見る上での留意事項の部分と分けるべきとの御指摘を踏まえた記載をさせていただいております。

「事実の確認として」という部分でございますが、ここでは後世代ほど負担に対する給付の比率が小さくなるのであるけれども、という流れの中で、最後の方で、この比率を参考として検討をするときには、割引率の大小により比率が変わることに留意する必要があるという表現に記載を少し変更させていただいております。なお、前回ありましたような比率の数値自体に大きい意味があるわけではないというような、留意事項というよりも意見にわたるような表現は落としております。

次の10ページで「このように」という部分でございますが、御指摘のありましたように、将来に向かっても、賦課方式を基本とする年金制度の下では少子高齢化が進めば、この比率がまた小さくなるということを記述させていただいております。「しかしながら」という部分では、御指摘のありましたように、少子化の進行とともに、高齢者も痛みを分かち合うところにつながるように、これは少子化と高齢化を分けまして、少子化の進行と平均余命が伸びている中であっては、という表現に改め、それぞれ分かれて高齢者の痛みを分かち合うことが必要であろうというようにつなげることで、よりわかりやすくさせていただいております。

10ページ一番下は支柱の置き換えです。

11ページの上の方は給付水準という言葉の説明で、簡潔に、手取り賃金に対する割合だということを述べさせていただいております。下の方では、「保険料負担」について、前回御指摘のありました企業活力の維持や経済活性のためには安易に引き上げるべきではなくて、慎重に検討すべきであるという御指摘を意見として記載をさせていただいております。「また」以下で御指摘のありました前回改正のときのお話、つまり保険料の凍結解除と基礎年金の国庫負担割合の引き上げを同時に行うという御指摘と、その際に保険料を一旦引き下げることの検討すべきとの意見を記載をさせていただいております。

12ページの方では、これに対する御意見として、このような保険料引上げの先送りというのは、世代間格差を拡大するという御意見を記載をさせていただいております。

次の「○」で、保険料負担の上限についてでございます。これは20%程度という御意見と20%は高過ぎるという御意見と、それぞれ書いておるわけでございますが、その20%は高過ぎるという御意見の中

で、国際競争の観点からは保険料率だけではなくて退職金、法定外福利費なども含めた総労務コストで検討すべきだという御意見、あるいは13.58%を極力上回らない水準で長期間固定すべきであるとの御意見、それから負担上限を考える場合に、給付水準の見直し、基礎年金の税方式への移行等についても道筋を明確にすべきであるという御意見、これを記載をさせていただいております。なお、これに対します御意見として、保険料率を現行水準に固定した場合は給付水準を大きく下げる必要が生じるとの指摘も記載をさせていただいております。また、税方式化によりまして、15%の保険料率で現行給付水準が維持可能という御意見をその次に記載をさせていただくとともに、この意見に対して、税方式化で保険料は抑制できても税負担は上昇することを考慮すべきという御意見を同時に記載させていただいております。

次に、13ページ「このように最終的な保険料水準を法定し」のパラグラフでございますけれども、保険料固定方式の定義を説明するような形で、少しわかりやすく表現させていただいております。なお、保険料固定方式という言葉がこの前にも使っておりましたが、保険料固定ですと金額だけの固定のように聞こえる可能性がありますので、保険料水準を固定する、保険料水準固定方式という言葉で記載させていただいております。保険料水準を固定して、給付水準を自動調整する仕組みであるという表現に、整理をさせていただいております。「導入することは適当である」の次の部分で、前回案で「努力すれば給付は高く維持できる」という改革の「努力すれば」の内容はわかりにくいという御指摘がありましたので、「経済の活性化等に努めたり、少子化の流れが改善されれば」という表現をさせていただいております。この方式を導入すべきではないとの御意見につきまして、少子化の進行で水準が下がれば不信感が高まるとの意見についても記載をさせていただいております。

その次の「マクロ経済スライド」の部分でございますが、制度改正後速やかに適用を始めて、最終保険料水準による負担の範囲内で年金財政が安定する見通しが立つまでの間、スライド特例を適用し、その後は、また現行の改定方式、1人当たりの賃金という形で伸びるという現行方式に復帰するということを明記すべきであるという御指摘がありましたので、それを書かせていただいております。

14ページに「一方」という部分ではマクロ経済スライドを導入すべきでないという御意見を記載しております。その理由としての低額の年金等も一律に調整されてしまうということを追記をさせていただいております。

「実績準拠法と将来見通し平均化法」のところでございますけれども、これがなかなかわかりにくいということで、例えばマクロ経済スライドでは新規裁定者の年金改定率は、1人当たりの賃金伸び率から労働力人口の減少率を引くのだという説明を付け加えたり、実績準拠、寿命の伸びの加味、平均化法のいずれについてもこれまでの御審議で紹介をさせていただきました労働力人口の将来推計を使ってみると、こういう数字になる見込みだという例を付記して、少し具体的イメージを持っていただけるようにならないかということで表記をさせていただいております。

15ページの上の方でございますが、マクロ経済スライドの調整につきまして、名目下限、物価下限などの下限を設定をすべきという御意見と別に、下限を設けず調整すべきであるという意見があったことを併記をさせていただいております。

その次のページにまいりまして、「給付水準の下限」という部分でございますが、「なお」という部分で、この調整をずっと続けていった結果としての給付水準そのものの下限につきましても、下限を設けず調整すべきであるという御意見があったことを記載をさせていただいております。

次に17ページでございます。「高額所得者給付制限」につきまして、一定以上の高額所得者については給付制限をすべきであるという御意見があったことを、まず記載をさせていただいております。